

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成23年〇月〇日付けで行った、「広報資料（平成23年〇月〇日 〇〇警察署）（件名：公務執行妨害等被疑者の現行犯逮捕について）」（以下「本件対象文書」という。）の部分開示決定については、「逮捕場所」を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成23年8月26日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成23年〇月〇日、〇〇署で公務執行妨害及び器物損壊容疑事件に関する広報文」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件対象文書を特定し、平成23年9月7日付けで、次のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
 - ア 警部補以下の職員の氏名については、条例第10条第1号及び第3号に該当するため不開示とする。
 - イ 個人の住所、氏名及び年齢並びに逮捕場所については、条例第10条第1号に該当するため不開示とする。
- (3) 審査請求人は、平成23年9月16日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成23年10月5日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けた。

- (5) 当審査会は、平成23年10月19日に諮問庁から開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成23年11月24日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成23年12月22日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取し、諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

条例第7条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成23年9月7日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

個人の氏名及び年齢並びに逮捕場所についての開示を求める。条例第10条第1号に該当するとしているが、すでに慣行（新聞報道）として公にされている。同様に住所についても一部が、すでに慣行（新聞報道）として公にされている。よって条例第10条第1号に該当するとしているのは不適切な決定である。

なお、不開示情報のうち警部補以下の職員の氏名及び年齢については争わない。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成23年〇月〇日に、〇〇警察署が検挙した公務執行妨害等事件（以下「本件事案」という。）について、実施機関が報道機関に対して広報した内容が記載された広報資料である。一般的に広報資料は、警察が犯罪の検挙、事故等の発生等について報道機関に情報提供する場合に作成し、県警記者クラブに加盟する各報道機関に対して広報しているものであり、個人に関する情報を含めた事

実関係の報道にあつては、当該報道機関の判断により行われている。

(2) 不開示情報について

本件対象文書のうち、被疑者の住所、氏名及び年齢並びに警察官の年齢は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号の不開示情報に該当するものと認められる。

また、被疑者の逮捕場所は、個人に関する情報であつて、犯罪の日時及び状況等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するものと認められる。

(3) 条例第10条第1号ただし書イ該当性について

本件対象文書には、過去に報道機関に対して広報した情報が記載されているが、一般に、被疑者の検挙事実を公表することは、社会に対する警鐘、同種犯罪の再発防止、犯罪によって生じた社会的不安の解消等に役立ち、ひいては法秩序の維持につながるという公益性があることから、事案に応じて、被疑者の氏名等を報道機関に広報しているものである。

しかし、他方で、警察が特定の被疑者を検挙した事実は、当該被疑者の名誉に関わる事項であり、当該被疑者の氏名等の公表により、本人の権利利益を害する性質の情報でもある。

このように、警察が行う広報は、社会的要請と個人の権利利益が相反するものであり、警察が広報した情報であつたとしても、いかなる場面及びいかなる時点においても公開し続けた場合、実名報道により既に社会的制裁を科されている被疑者に対し、必要以上の不利益を与えることとなる。

被疑者検挙の広報は、あくまでも法秩序の維持という公益性のための一時的な報道機関に対する周知効果を期待して行っているものであり、新聞等に掲載される記事も提供した広報資料と報道機関による取材活動を含めた内容が記載されており、広報した情報がいかなる場面及びいかなる時点においても一般に公開されるべきものではないことから、広報した事実をもって直ちに慣行として公にされ、又は公に

することが予定されている情報であるとはいえない。

本件処分に係る事案については、平成23年〇月〇日に広報し、それ以降広報した事実及び今後広報する予定もないことから、本件処分を行った時点で慣行として公にされている情報とは認められない。

(4) 実施機関は、上記判断を経て本件処分を行ったものであり、妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件事案について実施機関が広報するために作成し、報道機関に対して広報資料として提供した文書である。

当審査会において見分したところ、本件対象文書には、広報した日時、警察署及び警察本部の担当者の氏名（姓）、被疑者の住所・職業・氏名・年齢、逮捕の日時・場所・罪名・状況、逮捕した警察官の性別・階級・年齢が記載されていることが認められる。

実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、「警部補以下の職員の氏名」については、条例第10条第1号及び第3号に該当するとして不開示とし、「個人の住所、氏名及び年齢並びに逮捕場所」については、条例第10条第1号に該当するとして不開示としている。

これに対し、審査請求人は、上記不開示部分のうち、被疑者に係る「個人の住所、氏名及び年齢」と「逮捕場所」（以下、まとめて「本件不開示部分」という。）について本件審査請求の対象としているので、以下、本件不開示部分について条例第10条第1号該当性を検討する。

(2) 条例第10条第1号本文該当性について

ア まず、個人の住所、氏名及び年齢についてであるが、条例第10条第1号本文は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別するこ

とができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。同号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報の内容のいかんを問わず、特定の個人が識別され又は識別され得る限りにおいて、当該情報を原則として開示しないものとするものである。ここで、「その他の記述等により特定の個人を識別することができる」とは、氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができないが、当該情報に含まれるいくつかの記述等を組み合わせることにより特定の個人を識別することができる場合をいうと解される。

本件不開示部分のうち、個人の住所、氏名及び年齢については、個人に関する情報であって、直接又は他の記述と組み合わせることにより特定の個人が識別され得るものであることは明らかであるから、条例第10条第1号本文に該当する。

イ 次に、逮捕場所についてであるが、特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）から成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

本件対象文書には、特定の個人を識別させる部分である当該被疑者の住所・職業・氏名・年齢とともに、被疑者の行動の記録である犯罪行為の内容及び逮捕の日時・場所・罪名・状況等が記載されている。よって、本件対象文書は、全体として条例第10条第1号本文に規定する、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

よって、本件対象文書に記載されている逮捕場所は、条例第10条第1号本文に該当する。

(3) 条例第10条第1号ただし書イ該当性について

ア 条例第10条第1号ただし書イは、個人に関する情報であっても、「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は開示することとしている。ここで、「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるものである。また、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

また、「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることをいい、「公にすることが予定されている情報」とは、請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいい、情報を保有する実施機関が具体的に公表を予定しているもののほか、当該情報の性質や置かれている状況等から客観的に判断して、通例公にされるものを含むと解される。

イ 審査請求人は、本件不開示部分（被疑者の「住所」については、その一部）については、新聞報道がなされており、すでに慣行として公にされていると主張している。これに対して、諮問庁は、広報した事実をもって直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえないと主張している。

ウ そこで、当審査会において、本件事案に関する新聞記事を確認したところ、本件不開示部分（被疑者の「住所」については、その一部）については、報道機関により報道された事実が認められるので、これにより「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することとなるかについて検討する。

諮問庁によれば、一般的に広報資料は、警察が犯罪の検挙、事故等の発生等について報道機関に情報提供する場合に作成し、県警記者クラブに加盟する各報道機関に対して広報しているものであり、個人に関する情報を含めた事実関係の報道にあつては、当該報道機関の判断により行われているとのことである。

当審査会において、本件事案に関する新聞記事を確認したところ、本件対象文書に記載されていない情報も含まれており、これは報道機関がその取材に基づき報道機関の判断により独自に報道したものと認められる。

また、本件対象文書に記載されている情報についても、新聞記事における氏名や住所の記載方法は報道機関によって異なっており、統一的な公表基準や公表慣行の存在は伺われない。

したがって、本件事案に関する新聞記事が現に公衆の知り得る状態に置かれているとしても、それは、各報道機関が事案ごとに個別に判断した結果に過ぎない。よって、新聞記事に掲載されたことを根拠に、本件不開示部分を一般的に公にする慣行があるとはいえず、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するということとはできない。

エ 次に、本件では、実施機関が本件対象文書を報道機関に対して提供しているので、これにより本件不開示部分が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することとなるかについて検討する。

そもそも、警察により被疑者として検挙されたという事実は、個人の人格又は名誉に密接に関わる機微な情報であって、当然、事柄の性格上、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望むのが通常であり、また、刑事手続において無罪の推定を受けるべき被疑者に関する情報であることも考慮すると、かかる事実が開示されるとなれば、当該個人のプライバシーが侵害され、権利利益を害する結果となることは明らかである。

それにもかかわらず、警察が被疑者の検挙事実を公表することについて、諮問庁は、社会に対する警鐘、同種犯罪の再発防止、犯罪によって生じた社会的不安の解消等に役立ち、ひいては法秩序の維持につながるという公益性があることから、事案に応じて、被疑者の氏名等を報道機関に広報しているものであり、一時的な報道機関に対する周知効果を期待して行っているものであると説明する。これは、実施機関において、上記公益性と当該個人の権利利益を比較考量し、一時的に公開され

る限り受忍すべき範囲内にとどまるものであるとの考えのもとに広報を行っているものと認められる。そして、諮問庁によれば、本件事案について、実施機関が平成23年〇月〇日以降広報した事実はなく、今後広報する予定もないとのことである。なお、当審査会において確認したところ、実施機関が本件不開示部分を公衆が知り得る状態に置いている事実は認められなかった。

これに対し、条例は、県民の知る権利を保障するため情報公開を総合的に推進することにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政参加を一層進め、もって地方自治の本旨に即した公正で透明な開かれた県政の推進に寄与することを目的とするから（条例第1条）、かかる目的でなされる公文書の開示と警察による被疑者の検挙事実の公表とは、質的に異なる別個のものということができる。

また、本件不開示情報のような、個人情報の中でも特に人に知られたくないと通常考える犯罪に関わる情報の開示においては、時の経過についても考慮する必要がある。

なぜなら、本件不開示情報の広報が、事件当時においては合理的であったとしても、時の経過とともにこれを公開する社会的利益は減少しており、たとえば、犯罪と決別し新たな生活を築いている者の「実名」を改めて開示することは、過酷で不必要な不利益を本人にもたらすこととなるからである。このため、本件広報資料の開示に関しては、時の経過を考慮した個人情報の保護の観点から、報道機関に対する情報提供と異なる取扱いを行うことには合理性がある。

そのため、本件不開示部分が、過去の一時点において実施機関により広報されたとしても、このことをもって、いかなる場面及びいかなる時点においても本件不開示部分を一般的に公にする慣行があるということとはできず、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するということとはできない。

オ したがって、本件不開示部分は、条例第10条第1号ただし書イに該当するとはいえず、また、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。

(4) 部分開示の可否について

ア 条例第11条第2項は、開示請求に係る公文書に特定の個人を識別することができる情報が記載されている場合において、「氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」を除いた残りの部分を開示しても、当該個人の権利利益を害することとならない場合には、部分開示を行うこととしているので、以下、本件不開示部分の部分開示の可否について検討する。

イ 本件不開示部分のうち、「個人の住所、氏名及び年齢」については、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当することは明らかであるから、部分開示の対象とはならない。

ウ 本件不開示部分のうち、「逮捕場所」については、開示することによって逮捕時の状況が類推されることがあり、場合によっては被疑者及びその他の者の権利利益が侵害されるおそれがある。

しかし、当審査会が本件被疑者の逮捕時の状況について実施機関に確認したところ、本件における「逮捕場所」は、これを開示しても逮捕時の状況が類推されることは認められない。こうした本件特有の事情を考慮すると、本件における「逮捕場所」は、これを開示しても被疑者及びその他の者の権利利益を侵害するとは認められない。したがって、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」に該当し、本件の「逮捕場所」については開示すべきである。

(5) 申立人のその他の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 幸子、早川 和宏、宮原 均

審議の経過

年 月 日	内 容
平成23年10月 5日	諮問を受ける（諮問第219号）
平成23年10月19日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成23年11月24日	諮問庁から説明及び審議（第三部会第73回審査会）
平成23年12月22日	審査請求人から意見陳述聴取及び諮問庁から説明並びに審議 （第三部会第74回審査会）
平成24年 1月26日	審議（第三部会第75回審査会）
平成24年 2月22日	審議（第三部会第76回審査会）
平成24年 3月29日	審議（第三部会第77回審査会）
平成24年 5月23日	答申（答申第173号）